

在韓被爆者健康管理手当支給訴訟(崔季澈)控訴審判決

(福岡高裁 2007年1月22日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成19年1月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(行コ)第3号 健康管理手当支給等請求控訴事件

(原審・長崎地方裁判所平成16年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結の日 平成18年10月16日

判 決

大韓民国釜山市

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。)

亡^{チエ}崔訴訟承継人

白

同国京畿道

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。)

同

亡^{チエ}崔

同国釜山広域市

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。)

同

亡^{チエ}崔

同国釜山広域市

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。)

同

亡^{チエ}崔

同国慶尚南道

控訴人兼被控訴人(以下「一審原告」という。)

同

亡^{チエ}崔

同国釜山広域市

控訴人兼被控訴人（以下「一審原告」という。）

同

チエ
崔

同国釜山広域市

控訴人兼被控訴人（以下「一審原告」という。）

同

チエ
崔

一審原告ら訴訟代理人弁護士

龍

田

紘 一 朗

同

小

林

清 隆

長崎市桜町2番22号

被控訴人兼控訴人（以下「一審被告」という。）

長

崎

市

同 代 表 者 市 長

伊

藤

一

長

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人（以下「一審被告」という。）

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

長

勢

甚

遠

一審被告ら指定代理人

川

原

幸

夫

同

高

松

浩

之

一審被告長崎市指定代理人

濱

田

茂

同

原

田

敏

彦

一審被告国指定代理人

吉

原

宏

同

込

山

愛

郎

同

大

重

修

一

同

渡

辺

富

雄

て、昭和55年7月から平成16年1月までの未払健康管理手当合計847万9240円の支給を求めるとともに、(2) 一審被告らが、亡崔■■■■の健康管理手当受給の認定期間を制限したり、離日による失権取扱いをしたのが違法であり、その結果、健康管理手当支給相当額及び慰謝料等の損害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づいて、損害賠償金合計957万9240円の支払を求めた事案である。

原判決は、一審原告らの請求中、一審被告長崎市に対する健康管理手当支給請求のうち一部を認容し、その余の請求及び一審被告国に対する請求を全て理由がないとして棄却したため、一審原告らがこれを不服として控訴し、他方、一審被告長崎市も上記敗訴部分を不服として控訴した。

前提となる事実等並びに争点及び当事者の主張は、次のとおり訂正し、「当審における補足的主張」を付加するほかは、原判決の「第2 事案の概要等」の2、3及び「第3 争点及び当事者の主張」（原判決4頁9行目から同23頁初行まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の訂正

- (1) 原判決4頁17行目の「長崎病院」を「長崎原爆病院」と、同6頁22行目の「超えて」を「越えて」と、同7頁初行の「法律」を「援護に関する法律」と、同11行目の「爆弾に対する」を「爆弾被爆者に対する」と、それぞれ改める。
- (2) 同7頁19行目の「本件認定」を「本件支給認定」と、同9頁12行目の「旧地方自治法」を「平成11年法律第87号による改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）」と、同10頁23行目の「除斥」を「除斥期間」と、同11頁5行目の「平成」から同6行目の「自治法』）」までを「旧地方自治法」と、同13行目の「当該」を「『当該」と、それぞれ改め、同13頁14行目の「第266号」の次に「（以下『告示266号』という。）」を、同19頁初行の「離日」の次に「による失権」を、そ

れぞれ加える。

2 当審における補足的主張

(1) 一審原告らの補足的主張

ア 健康管理手当の支給期間について

告示が定める認定期間は、法律上要求される「当該疾病が継続すると認められる期間」でなければならない。しかし、告示208号が亡崔■■■■のような疾病の症状継続期間を最長3年間とした医学的な合理的根拠は、何ら主張立証されていない。むしろ、亡崔■■■■のような疾病は、類型的、客観的に見て不可逆的・終身的な症状であるから、3年間以上症状が継続すると考えるのが相当な症状であることが明らかである。このことは、上記告示が改正されて、上記症状につき「終身」とされたことから裏付けられる。しかるに、告示208号は、形式的画一的に、医学的根拠なしに、症状管理事務の都合からだけで、上限を画しており、裁量権を逸脱し無効である。

イ 消滅時効の起算点と信義則の適用について

消滅時効の起算点である「権利を行使しうる時」とは、権利を現実に行使することが期待できる時と解すべきである。本件の健康管理手当支給請求権については、亡崔■■■■において権利行使（提訴）が客観的に期待できなかったことは明らかである。

次に、一審被告らは、地方自治法236条の消滅時効につき信義則違反が問題となる余地はなく、また、信義則違反の事情はない旨主張する。しかしながら、行政事務は、公費をもって法律を誠実に執行すべき義務の履行として行われるべきものであるから、公法上の債権を時効で消滅させること自体がありうべからざる現象であって、行政の怠慢及び違法がなければ起こらない現象である。消滅時効による権利義務関係の早期確定という論理は、行政の怠慢を隠すものであって合理性がなく、会計法や地方自治

法上の消滅時効に関する特別規定は、そもそも社会的合理性に乏しいから、公法上の債権の消滅時効は、特に厳しく適用を制限すべきである。

ウ 402号通達の発出、適用における違法性と過失について

(ア) 一審被告らは、原爆三法には、被爆者が日本に居住等していることが当然の前提とされていると解釈する根拠となる規定があったから402号通達の発出や適用において違法性及び過失がない旨主張する。しかしながら、その規定は、在內被爆者の手帳申請先機関を特定する基準を居住地としたにすぎず、在外被爆者を除外する意味は全くないというべきである。

また、一審被告らは、原爆三法の制定過程において、在外被爆者には法律が適用されない旨の答弁がなされたことも根拠に挙げて、上記通達の発出や適用につき違法性及び過失がない旨主張するが、上記答弁は、在外被爆者の援護事務を自治体首長の機関委任事務としては行うことができないことを述べたに過ぎず、何ら根拠とはならない。

(イ) したがって、402号通達における解釈に一応の論拠があるとは到底いえないことは明らかであり、一審被告らは、在外被爆者を差別・排除する意図をもって、機関委任事務を盾に違法な解釈運用をしていたというべきである。

(2) 一審被告らの当審における「信義則違反の有無」に関する補足的主張

ア 信義則違反等の主張の余地について

亡崔■■■■が取得した健康管理手当支給請求権は、5年間これを行わないことにより、時効により消滅するものであり、その消滅時効は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、その利益を放棄することができず（地方自治法236条1, 2項）、期間の経過により法律上消滅するものである。このように、当事者の援用を待たず、起算点の根拠事実と時の経過という客観的な法律要件が充足されることによって法律

効果が直接発生する公法上の債権の消滅時効制度においては、当事者の個別的・主観的事実等を基礎に判断される信義則違反を觀念する余地はないといわざるを得ない。

イ 信義則違反について

一審原告らは、一審被告らが402号通達をもって一審原告らの訴えの提起を困難にしたことを信義則適用の根拠に挙げているが、行政上の取扱いが存在することが権利行使の法的障害になるものではなく、また、権利行使が現実に期待できなくなるものではない。しかも、402号通達で示された法解釈は相当の根拠を有していたものである。このような場合にまで一審被告らからの消滅時効の主張を信義則違反であるということはできない。

本件において、亡崔■■■■は、健康管理手当の支給を求める訴訟を提起するなどの方法により時効中断をすることができたのであり、同人が法的解釈を争う現実的可能性は十分にあったのであるから、信義則に違反するとは到底いえない。

第3 当裁判所の判断

1 健康管理手当受給権に基づく請求について

(1) 争点1（亡崔■■■■の健康管理手当受給権の取得の有無）及び同2（支給義務者）について

当裁判所も、亡崔■■■■は、本件支給認定に係る昭和55年6月から昭和58年5月までの間の健康管理手当受給権を取得したものと認められ、その支給義務者は、一審被告長崎市であって、一審被告国ではないと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の「第4 当裁判所の判断」の1、(1)及び(2)（原判決23頁3行目から同26頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決24頁15行目の「できる。」の後に、「一審原告らは、亡崔■■■■

■のような疾病は、類型的、客観的に不可逆的・終身的な症状であって、3年間症状が継続すると限定することが相当ではないことが明らかであるにもかかわらず、形式的画一的に医学的根拠なしに症状管理事務の都合からだけで、上限を画した上記告示は、裁量権を逸脱しているから無効であり、このことは、症状についての医学上の知見に変化がないのに、告示が改められて認定期間が終身になったことによっても裏付けられている旨主張する。しかしながら、前記説示のとおり認定期間限定の理由は、当該状態が継続していることを一定期間経過後に確認するためであって、合理性を有するものであるところ、本件証拠（乙2の1・2，12）及び弁論の全趣旨によれば、平成15年7月25日に発出された告示266号は、亡崔■のような運動器機能障害を伴う疾病にかかる厚生労働大臣が定める期間を「無期限」としたが、これは、受給者の高齢化が一層進行し、健康管理手当の対象疾病の中には症状が比較的固定化しているものもあること及び受給者の便宜を図る観点から改正されたものであることが認められる。そうすると、告示266号による認定期間の変更は、改正理由に照らせば、認定期間限定の合理性についての上記判断を左右するものではない。したがって、一審原告らの上記主張は、採用することができない。また、」を加える。

イ 同26頁4行目の「判決参照」を「判決及びその上告審である最高裁平成16年（行ヒ）第145号，平成18年6月13日第三小法廷判決〈乙10〉並びに最高裁平成15年（行ヒ）第130号，平成18年6月13日第三小法廷判決〈乙9〉参照」と改める。

(2) 争点3（消滅時効）について

ア 前記引用説示のとおり亡崔■は、本件支給認定に係る昭和55年6月から昭和58年5月までの間の未払健康管理手当合計82万7900円の受給権を取得したが、当裁判所も、本件における亡崔■の健康管理手当

支給請求権の消滅時効期間の起算日は、当該支給月のそれぞれ末日であり、しかも、402号通達に基づく離日による失権取扱いの存在や亡崔■■■■の個別的な事情をもって一般的に権利行使を期待できなかったということではできないから、上記請求権の消滅時効期間が経過したものと判断する。その理由は、原判決の「第4 当裁判所の判断」の1, (3)ア（原判決26頁15行目から同28頁初行まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決27頁15行目の「被爆者に対する」の次に「援護に関する」を加える。）。

イ 消滅時効の主張が信義則違反ないし権利濫用か否かについて

一審原告らは、一審被告長崎市が亡崔■■■■の健康管理手当支給請求権につき消滅時効を主張することは、信義則違反ないし権利濫用である旨主張するので、以下検討する。

ア) まず、一審被告長崎市は、健康管理手当受給権は、5年間の消滅時効期間の経過により、援用を要せずに時効消滅するものであるから、裁判所は消滅時効の起算点から5年間が経過すれば当然に地方自治法236条2項を適用しなければならず、その際信義則違反や権利濫用を観念する余地はない旨主張する。

なるほど、本件で問題となっている特別措置法あるいは被爆者援護法に基づく健康管理手当受給権は、地方自治法236条1項の「普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするもの」に該当すると解されるところ、上記債権の消滅時効期間は5年間であって、同条2項によって時効の援用を要せず、その利益を放棄できないとされ、消滅時効の中断や停止の事由がなければ、消滅時効期間の経過によって消滅するとされている。これは、公法上の債権債務関係については、大量かつ複雑多様な会計上の決済を早期に完了させ、権利義務関係を早期に確定させる必要があることから、債権の消滅時効期間を5年間と短縮した上、

個別の事情による行為を排斥して画一的に処理することとしたものと解される。

しかしながら、実体法上消滅時効の援用が不要であるとしても、手続法上は弁論主義の適用があるため、訴訟行為としては、当事者から消滅時効期間の経過等についての事実主張を要すると解されるから、「消滅時効を主張すること」については、信義則違反ないし権利濫用を観念する余地があるというべきである。

この点、一審被告長崎市は、除斥期間について、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決（民集43巻12号2209頁）が「裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当である。」旨判示していることを援用する。しかしながら、除斥期間は、絶対的な権利の存続期間を定めるものであるが、公法上の債権に関する消滅時効については、消滅時効の中断や停止という事態が起こりうるものであり、もとより除斥期間のように権利の絶対的な存続期間を定めるものでもないのであるから、上記判決は事案を異にし、本件に適切ではなく、上記判断を左右するものではない。

(イ) そこで、次に、一審被告長崎市が、402号通達に基づいて離日による失権取扱いを行い、長期間にわたって在外被爆者に健康管理手当支給をしない取扱いをしておきながら、本件健康管理手当支給請求権が時効により消滅した旨を訴訟上主張することが信義則違反ないし権利濫用に当たるか否かについて検討するに、前記引用説示のとおり、402号通達に基づく離日による失権取扱いが、当時の厚生省の権威ある正当な法律解釈として一般に理解され、通用していたものであり、この解釈が、通常はわが国の法制度や司法制度の理解に乏しく、場合によっては日本

語も話すことができない在外被爆者にとって、権威あるものとして通用しており、これに反して権利主張することが事実上困難であったことは、容易に推測されるところではある。

しかしながら、他方、一般に、法律を執行するため、その解釈に当たる行政機関の公務員は、自らの解釈をもとに運用を図り、そのため行政機関において通達の周知徹底を図るのはむしろ当然であり、当該行政機関やその指示命令下にある関係行政機関の公務員がこれに従って行政事務を執行すること自体は何ら不当とはいえない。そして、行政機関から何らかの処分を受けた者が、行政機関の示した法解釈を誤りと考えるのであれば、消滅時効期間内に司法的救済を求めるべく所要の手續をとって、自らの権利の救済を図ることが予定されており、そのために訴訟制度が設けられているのであって、これは、外国人であっても異なるものではない。本件においても、在外被爆者が、厚生省の示していた上記解釈運用（離日による失権取扱い）が違法不当である旨主張して訴訟を提起することに何ら法的な障害がなく、上記権利主張が困難であったのがあくまでも事実上の問題であることは、前記引用に係る原判決の第4、1(3)ア認定説示のとおりである。亡妻■■■■も、出国により健康管理手当の支給を受けられないことを知った時点で、その支給を求める訴訟を提起するなどの方法により救済を求め、時効中断をすることができたのであって、5年の消滅時効期間経過前にそのような措置をとることに法的な支障があったものではない。

また、仮に行政機関が通達に従って行政事務を運用していたことが、消滅時効の適用につき信義則違反や権利濫用となるとすれば、裁判所の法解釈が通達と異なった場合、一般的に消滅時効の主張が排斥されて、制限なく過去にさかのぼって権利救済を求めることが許されることになり、法律関係の早期安定を図ろうとした時効制度、とりわけ上記のとおり

り公法上の債権については一般の債権よりも早期に権利義務関係の安定を図ろうとして特則を規定した趣旨に反することとなり、不当といわざるを得ない。

さらに、402号通達は、前記引用説示のとおり是認できないものではあるが、一応の根拠があったものである上、一審被告長崎市は、これに基づき亡崔■■■■■に対し離日による失権取扱いをして健康管理手当を支給しなかったに止まり、それ以上に亡崔■■■■■が権利行使や時効中断の措置を講じるのを殊更に妨害したりしたのでもないのである。

上記説示の事情を総合勘案すると、一審被告長崎市において本件健康管理手当受給権につき消滅時効を主張することが、社会的に相当な範囲を逸脱し、信義則違反ないし権利濫用であるとはいえないというべきである（福岡高裁平成16年2月27日判決〈乙7〉及びその上告不受理決定である最高裁平成18年2月24日第三小法廷決定〈乙13〉参照）。なお、一審原告らは、公法上の債権を時効消滅させて権利義務関係の早期確定を図るというのは、行政の怠慢を隠すものであって合理性がなく、公法上の債権の消滅時効制度は、特に厳しく適用を制限すべきである旨主張するが、上記イ(ア)説示の公法上の債権の消滅時効に関する制度趣旨に照らして、到底採用できない。

(3) まとめ

以上によれば、亡崔■■■■■は、一審被告長崎市に対し、本件支給認定に係る昭和55年6月から昭和58年5月までの間の未払健康管理手当合計82万7900円の受給権を有していたが、同請求権は、地方自治法236条2項によって、援用を要せず当然に時効消滅したところ、同一審被告が訴訟手続において上記消滅時効の主張をすることは、信義則違反ないし権利濫用に該当しないというべきである。

したがって、一審原告らの一審被告長崎市に対する未払健康管理手当支給

請求は、結局理由がない。

2 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求について

当裁判所も、一審原告らの国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は、いずれも理由がないので、これを棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の第4の2（原判決32頁11行目から同33頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決32頁15行目の「規定があったこと、被爆者法の」を「規定があったこと（原爆三法の規定上、健康管理や手当等の支給をする機関は都道府県知事等とされていたこと〈例えば、被爆者援護法7条ないし9条、24条1項、25条1項、26条1項、27条1項、28条1項、31条、32条〉、医療給付は、国外では支給することができない指定医療機関での医療給付が中心とされていたこと〈例えば、被爆者援護法10条、12条〉など）、被爆者援護法の」と改め、同16行目から17行目にかけての「なされていたこと」の次に「（当時の厚生省保健医療局長が、『政府案の適用については、給付が拠出を要件としない公的財源によって賄われることなどから、日本国内に居住する者を対象として手当を支給することを考えており、外国において新法を適用することはできないと考えている。』、『現行の原爆二法と同様に、日本国内に居住する者を対象とする立場をとっている。』旨答弁しており、また、在外被爆者も各種手当の支給対象者とする内容を内容とする被爆者援護法の修正案は、国会審議において否決された〈乙6、8〉。）」を、同18行目の「いえないものであった。」の次に「一審原告らは、上記規定上の根拠や制定過程における答弁等は何ら根拠がなく、402号通達の解釈には一応の論拠もなかった旨主張するが、上記説示のとおり到底採用できない。」を、それぞれ加える。

(2) 同33頁7行目の「現在していること」の次に「を」を加える。

第4 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告らに対する本件各請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、これと結論を一部異にする原判決を、一審被告長崎市の控訴に基づいて取り消した上で一審原告らの請求を棄却するとともに、一審原告らの控訴は理由がないからこれを棄却し、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 牧 弘 二

裁判官 永 松 健 幹

裁判官 野 島 香 苗

これは正本である。

平成19年1月22日

福岡高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 開

勝 憲

